

配点表

1 訴訟物と請求原因 (合計 11 点)

1-1 訴訟物

所有権に基づく妨害排除請求権としての移転登記抹消登記手続請求権 2 個 6 点・①

1-2 請求原因

5 点・②

2 所有権喪失の抗弁 1 : 有権代理 (合計 19 点)

2-1 有権代理 (要件)

9 点・③

2-2 処分行為の代理権授与があるか

10 点・④

*XA 間の委任契約の内容を正確に理解し委任契約と代理権授与の關係に言及できているか。

*抵当権の設定・抵当権設定登記の範囲内での授權であったことを理解しているか。
代理権の範囲について客觀的に解釈する必要がある。

3 所有権喪失の抗弁 2 : 表見代理 (合計 55 点)

3-1 110 条と 109 条の關係をどのように解しているか

5 点・⑤

3-2 110 条あるいは 109 条 (要件) についての理解

15 点・⑥

帰責の根拠、第三者の主觀的要件についての主張立証責任の配分のあり方など

3-3 あてはめ 1 : 本人の帰責性

10 点・⑦

*109 条 : 代理権授与表示を本間においてどのように理解しているか

*110 条 : 基本代理権とそれを超える代理行為が行われた点

3-4 あてはめ 2 : 白紙委任状の評価

いずれの見解にたっても 5 点・⑧

3-5 「正当の理由」あるいは悪意・有過失のあてはめ (合計 20 点)

*「正当の理由」あるいは悪意・有過失について規範の内容の説明 5 点・⑨

*上記に該当する事実が拾えているか。 10 点・⑩

*上記の事実を評価できているか。 5 点・⑪

4 Z に対する請求の可否 (合計 15 点)

4-1 Z は表見代理の第三者にならないことを理解できているか

5 点・⑫

4-2 Z の法的地位 1) でも 2) でもいずれでも可能

10 点・⑬

*3 の主張が認められると解した場合 (X の Y に対する請求が棄却) の Z の法的地位

*3 の主張が認められないと解した場合 (X の Y に対する請求が認容) には、そのほかに Z が X の返還請求権を拒絶するための法律構成が考えられるか。94 条 2 項類推の展開について詳細に検討している場合には、裁量点 B で評価

5 裁量点 (10 点+10 点の限度)

1 裁量点 A : 答案としての完成度 (10 点)・⑭

*全員について採点 A+は 9 ~、A は 8、B+は 7、B は 6、C は 5、D (不可) は 0

2 裁量点 B : そのほか加点できる事由があれば、考慮 (10 点の限度)・⑮

*加点できる事由があるもののみ

VI 合計点 満点 110 点+α (10 点限度)・⑯